

# 静岡県有料老人ホーム 設置運営指導要綱

## 目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 事前協議（第4条－第6条）

第3章 届出等（第7条－第11条）

第4章 設置後の状況報告等（第12条－第16条）

第5章 雑則（第17条・第18条）

## 附則

様式第1号 有料老人ホーム設置事前協議書

様式第2号 有料老人ホーム建設に係る適合証明申請書

様式第3号 有料老人ホーム事業開始報告

静岡県健康福祉部

# 静岡県有料老人ホーム設置運営指導要綱

静岡県有料老人ホーム設置運営指導要領（平成5年3月9日高齢第932号）の全部を改正する。

## 第1章 総則

### （目的等）

第1条 この要綱は、静岡県内（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）別表第1の59の項の市町を除く。以下同じ。）における有料老人ホームの設置及び運営について必要な事項を定め、高齢者が安心して生活することができるよう、良好な居住環境及び生活支援サービスを提供する優良な有料老人ホームの設置及び運営を実現し、高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 この要綱は、有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年7月18日付け老発第0718003号厚生労働省老健局長通知別添。以下「指針」という。）と一体となって解釈及び運用されなければならない。この場合において、この要綱と指針の定めとが異なる事項については、この要綱の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料老人ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。
- (2) 設置予定者 静岡県内において有料老人ホームを設置しようとする者をいう。
- (3) 設置者 静岡県内において有料老人ホームを設置し、及び運営している者をいう。
- (4) 設置予定者等 設置予定者及び設置者をいう。

### （設置予定者等の責務）

第3条 設置予定者等は、この要綱及び指針等の規定を誠実に遵守するとともに、設置する有料老人ホームの所在地を管轄する市町の意見に十分配慮するものとする。

## 第2章 事前協議

### （事前協議）

第4条 設置予定者は、有料老人ホームの設置に伴う都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第43条の規定による開発許可又は建築許可（有料老人ホーム以外の用途で都市計画法第29条又は第43条の規定による開発許可又は建築許可を受けたものを有料老人ホームに転用する場合は、同法第35条の2の規定による変更許可）の申請の前に県と協議をしなければならない。

2 設置予定者は、前項に規定する申請を要しないで有料老人ホームを設置する場合にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認の申請の前に、県と協議をしなければならない。

3 設置予定者は、前2項に規定する申請を要しないで有料老人ホームを設置する場合にあっては、法第29条第1項の規定による届出の前に、県と協議をしなければならない。

### （事前協議提出書類）

第5条 設置予定者は、次に掲げる事項を記載した書面を添付した様式第1号による有料老人ホーム

設置事前協議書を県に提出し、協議をするものとする。ただし、土地及び建物が自己所有でない場合は、(3)イ、カ、キ（新築の場合を除く）、ケを省略できる。

(1) 基本的事項

ア 市町協議書

(2) 設置主体に関する事項

ア 役員名簿 イ 役員履歴書（有料老人ホーム運営等について知識、経験を有する者のみ）

ウ 商業登記簿謄本 エ 過去1年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）及び事業実績

設置予定者に系列関係（親会社又は子会社）がある場合は、系列関係法人についても同様の書面を添付すること。公益法人の場合は、アからエまでに準じた書面を添付すること。

(3) 立地条件に関する事項

ア 位置図 イ 公図写 ウ 見取図（建物配置図） エ 現況写真

オ 立地予定地の都市計画法、農地法等関係法の該当状況及び現況

カ 土地登記簿謄本 キ 建物表示登記簿謄本（既設建築物利用の場合）

ク 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類

ケ 抵当権等解除確約書等（抵当権等の解除を行う場合）

(4) 規模及び構造設備に関する事項

ア 面積（敷地、建物及び延べ床） イ 建物構造

ウ 施設設備の概要（建築基準法、消防法等による避難設備、消火設備、警報設備等）

エ 建物平面図及び横断図（新設の場合は工事計画図面） オ 各室面積表

(5) 職員の配置等に関する事項

ア 職員配置計画（年次計画）

(6) 施設の管理運営に関する事項

ア 施設管理規程 イ 緊急時対応計画（避難訓練） ウ 運営懇談会規約（構成）

(7) サービスに関する事項

ア 重要事項説明書（介護サービス等一覧表を含む）

(8) 事業収支計画

ア 資金収支計画書 イ 損益収支計画書

(9) 利用料等に関する事項

ア 家賃相当額算定根拠（返還金算定方式）

イ 介護費用算定根拠（返還金算定方式） ウ 食費、管理費等算定根拠

(10) 契約内容等に関する事項

ア 入居契約書 イ 苦情処理体制

2 県は、前項の事前協議書の提出があったときは、設置する有料老人ホームの所在地を管轄する市町の長に当該事前協議書の写しを送付し、設置についての意見を求めるものとする。

3 県は、第1項の協議の結果、設置計画の内容がこの要綱及び指針に適合していると認めた場合には、設置予定者に対して当該協議を終了する旨の通知をするものとする。

（市街化調整区域における証明）

第6条 市街化調整区域において有料老人ホームを設置しようとする設置予定者は、前条第1項の協議終了後、様式第2号による有料老人ホーム建設に係る適合証明書を県に提出し、知事の証明を受

けるものとする。

### 第3章 届出等

#### (届出等)

第7条 設置予定者は、建築確認通知書を受領後（建築確認を要しない場合は、事業開始報告前）、速やかに老人福祉法施行細則（昭和39年静岡県規則第4号）様式第12号による有料老人ホーム設置届により、法第29条第1項の規定による届出を行わなければならない。

2 入居者の募集は前項の届出後に開始するものとする。

#### (建設工事の着工)

第8条 建設工事の着工は、相当数の入居見込者が確保され、入居金の返還債務について銀行保証等が付された後に行うものとする。

#### (事業開始報告)

第9条 設置予定者は、有料老人ホームの設置及び運営を開始したときは、直ちに、様式第3号による有料老人ホーム事業開始報告及び重要事項説明書を県に提出するものとする。

第10条及び第11条 削除

### 第4章 設置後の状況報告等

#### (定期報告)

第12条 設置者は、毎年7月1日現在の次の書類を作成し、正本1部及び副本1部を同月末日までに県に報告するものとする。

- (1) 重要事項説明書及び介護サービス等一覧表
- (2) 入居契約書（特定施設入所者生活介護の提供に関する契約書を含む。）
- (3) 管理規程
- (4) 入居案内パンフレット
- (5) その他県が指定する書類

#### (事故報告)

第13条 設置者は、有料老人ホーム内で重大な事故が発生した場合には、直ちに県に報告するものとする。

#### (情報開示)

第14条 設置者は、第12条各号に掲げる書類について、入居者及び入居希望者の求めに応じ交付しなければならない。

2 一時金を受領する有料老人ホームにあつては、次の書類について、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供するよう努めるとともに、入居者及び入居希望者の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮するものとする。

- (1) 商業登記簿謄本
- (2) 役員名簿及び職員配置がわかる書類
- (3) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- (4) 他業を営んでいる場合には、他業に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- (5) 関連会社（親会社又は子会社）がある場合には、関連会社の業務に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

(6) 有料老人ホーム情報開示一覧

(7) その他県が指定する書類

(事業収支計画の見直し)

第15条 設置者は、少なくとも3年ごとに有料老人ホームに係る事業収支計画の見直しを行うものとする。

(有料老人ホームに係る立入調査の実施)

第16条 知事は、有料老人ホームに対して、別に定めるところにより、立入り調査を行うものとする。

#### 第5章 雑則

(有料老人ホーム類似施設の取扱い)

第17条 有料老人ホーム類似施設の設置及び運営については、別に定める。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、有料老人ホームの設置及び運営の指導に関して必要な事項は別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成10年12月9日から施行する。

2 この要綱の施行日前から設置及び運営されている有料老人ホームについては、この要綱及び指針等に適合するための措置がとられなければならない。

#### 附 則

1 この改正は、平成15年7月1日から施行する。

2 この改正の施行日前から設置及び運営されている有料老人ホームについては、この要綱及び指針に適合するための措置がとられなければならない。

#### 附 則

この改正は、平成21年5月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成23年5月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、令和2年6月19日から施行する。

#### 附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

有料老人ホーム設置事前協議書

第 号  
年 月 日

静岡県健康福祉部長 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

下記のとおり有料老人ホームの設置を計画したので、静岡県有料老人ホーム設置運営指導要綱第5条の規定により、関係書類を添えて協議します。

記

- 1 設置予定有料老人ホームの名称
- 2 設置予定有料老人ホームの類型
- 3 有料老人ホームの設置予定場所
- 4 有料老人ホームの開設予定年月日
- 5 有料老人ホームの予定定員

有料老人ホーム建設に係る適合証明申請書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

下記の有料老人ホームを市街化調整区域に設置する計画について、開発許可制度運用指針（平成26年8月1日付け国都計第67号）I-7-1(14)に定める「設置及び運営が国の定める基準等に適合する優良なものであって、その立地がやむを得ないと認められるもの」であることを証明願います。

記

- 1 設置予定有料老人ホームの名称
- 2 設置予定有料老人ホームの類型
- 3 有料老人ホームの設置予定場所

上記に相違ないことを証明する。

年 月 日

静岡県知事

様式第3号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

有料老人ホーム事業開始報告

第 号  
年 月 日

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

下記のとおり有料老人ホームの事業を開始したので、静岡県有料老人ホーム設置運営指導要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 有料老人ホームの名称
- 2 有料老人ホームの類型
- 3 有料老人ホームの設置場所
- 4 事業を開始した時期
- 5 重要事項説明書（介護サービス等一覧表を含む）